

エアロウムだより

う ん が い そ う て ん 雲 外 蒼 天

社会保険労務士法人エアロウム

代表社員 鶴留 舞

〒820-0067 飯塚市川津 693-47-1F

TEL : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 4

FAX : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 8

2025 年 6 月号

改正労働安全衛生法が成立しました

5月8日、衆議院本会議にて、改正労働安全衛生法及び作業環境測定法が可決、成立しました。多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、下記の措置を講ずるとされています。施行日は、別に記載のあるものを除き、令和8年4月1日です。

◆改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。〔一部は令和9年4月1日施行〕
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。〔一部は令和9年1月1日、同4月1日施行〕

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進〔公布後3年以内に政令で定める日施行〕

ストレスチェックについて、労働者数50人未満の事業場についても実施を義務化。



人数にかかわらず労働者を雇用する全ての事業場で義務化されるため早めの対応が必要になります。当事務所では顧問契約の有無にかかわらずストレスチェックサービスをご提供しています。是非ご利用ください。顧問契約のお客様にはお得にご利用いただける料金プランもご用意しております。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。〔公布後5年以内に政令で定める日施行〕
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。〔令和8年10月1日施行〕

4. 機械等による労働災害の防止の促進等

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。〔令和8年1月1日施行〕

5. 高齢者の労働災害防止の推進

高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表。等【厚生労働省「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001449334.pdf>

近年、社会的問題となっている「カスタマーハラスメント（カスハラ）」は、多種多様な仕事とその働き手が集中する東京では特に深刻化しており、今年4月にはカスハラ防止条例が施行されました。

以下の調査は、東京都内在住・勤務の15歳以上の男女に、カスハラについてWeb調査を行った結果を東京都産業労働局がまとめたものです。

◆調査結果のポイント

- ・カスハラという言葉も意味も知っている：57.3%
- ・カスハラが増加していると思う：79.6%
- ・就業中に自身がカスハラ被害にあった：16.8%
- ・就業中にカスハラを見聞きした：36.3%
- ・カスハラ被害にあったことも見聞きしたこともない：40.3%
- ・カスハラ被害にあった場面
→対面（接客時など）：51.2%、電話・メール：33.2%
- ・カスハラ行為
→威圧的な言動（声を荒げる、にらむ、物を叩くなど）：63.8%、継続的・執拗な言動や行為（何度も電話、要求を繰り返す）：28.9%
- ・カスハラ被害の対応方法
→管理職・上司が対応：40.3%、自分1人で対応：32.0%、同僚が対応：31.7%
- ・勤務先のカスハラ対策の実施
→行っている23.0%、行っているが不十分：27.6%、行っていない：49.3%
- ・行っている場合の内容
→基本方針の策定・周知：60.5%、対応マニュアルの整備46.4%
- ・対策をしているができていない理由
→対応のノウハウがない：46.7%、対応できる人材が不足している：37.2%
- ・カスハラ対策として効果があると思うもの
→対応マニュアルの整備：56.4%、基本方針の策定・周知：51.5%

業種別にみると、実際に被害にあった割合が一番多かったのは「農林漁業」（61.5%）で、見聞きしたことがある割合が多かったのは「学術研究、専門・技術サービス業」（53.2%）、両方ないのは「運輸業・郵便業」（52.5%）でした。

北海道や群馬県でも先だってカスハラ条例が制定されています。カスハラ対応を企業に義務付ける労働施策総合推進法の改正も閣議決定され、成立は目前です。企業にとっては、対応マニュアルや基本方針を策定するなどの対応が急がれます。

【東京都産業労働局「カスタマーハラスメントに関する都民調査」】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/onedrive>



令和7年度のキャリアアップ助成金の主な変更点

5月号の記事『令和7年度のキャリアアップ助成金の主な変更点』の内容に、一部誤りがございました。
謹んでお詫び申し上げます。以下修正版です。

令和7年度のキャリアアップ助成金のパンフレットやリーフレットが公表されました。4月以降の変更点のポイントについて説明していきます。なお、ここでは大企業の支給額は省略し、中小企業の支給額のみを掲載します。

◆賃金規定等改定コースの変更点

「賃金規定等改定コース」では、賃上げ引上げ区分が従来の2区分から4区分に細分化され、助成額が拡充されました。3%以上4%未満で4万円、4%以上5%未満で5万円、5%以上6%未満で6.5万円、6%以上で7万円となります。

さらに、有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合、1事業所当たり1回のみ20万円が加算されます。

支給申請については、当事務所にご相談ください。

◆正社員化コースの変更点

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者を企業内でキャリアアップさせ、正社員転換や待遇改善を行う企業を支援する制度です。

まず、正社員転換等をした場合に助成される「正社員化コース」では、重点支援対象者が導入されました。重点支援対象者とは、雇入れから3年以上経過した有期雇用労働者、派遣労働者、母子家庭の母、人材開発支援助成金の対象訓練を受けて正社員へ転換した者等のことをいいます。これまでは、「有期→正規」「無期→正規」への転換の場合、2期分の合計でそれぞれ80万円、40万円が支給されていましたが、4月からは重点支援対象者に支給されることになります。

対象以外の人には、1期（6か月）分のみ半額の40万円、20万円が支給されます。なお、新規学卒者については、雇入れられた日から起算して1年未満のものについては、支給対象者から除外となります。

オンライン面接・録画面接の注意点は？

近年の生成AI技術の進化は、人事業務全般の効率化と高度化を急速に促進しています。採用面接時の動画を分析するものなどもあり、これからも生成AIの採用活動への導入が進むといわれています。

◆オンライン／録画面接の注意点

コロナ禍以降、オンライン面接（Web面接）や録画面接が広がっていますが、注意しておきたい点があります。

- ① カメラ越しでは身振り手振りや微妙な表情変化・雰囲気は捕捉困難であり、評価精度が低下します。対面に比べ応募者の人柄判断が表面的になりやすくなります。
- ② 機材や通信環境に依存するため、接続トラブルや音声途切れ・映像フリーズが面接の質を低下させます。オンライン面接では、タイムラグが会話リズムを乱すため、面接の質を低下させます。ツール操作に不慣れな面接官／応募者による進行遅延の発生は、印象が悪くしがちです。
- ③ 緊張感が高まり、機器操作への不慣れが応募者のパフォーマンスを阻害します。2022年の調査ですが「マイナビ学生就職モニター調査」によれば、45.4%の学生が録画面接に苦手意識を持っています。録画面接というだけで忌避される可能性があります。
- ④ 録画面接では特に、AI解析時のアルゴリズムバイアスやデータ管理問題がリスク要因となります。

以上のことから、対面時に比べ情報が制限され人物の本質を見極めにくい、トラブル要素が多いことなどから、重要な判断には対面による面接が必須と考えたほうがよいでしょう。

◆そもそも採用の基準は大丈夫？

しかし、こうした技術的なこと以前に、自社での採用の基準や職場・職務の状況を意識した質問事項がしっかりと作成されており、加えてそれらを面接担当者全員が共通認識として共有できていることは、自社にマッチした人材を採用するための大前提です。採用の精度を上げるためにはソフト面からの見直しも必要です。

6月の税務と労務の手続〔提出先・納付先〕

2日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで>〔労働基準監督署〕

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕
- 特例による住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分>〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>〔公共職業安定所〕

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票〔事業場〕



お出かけ先をお探しの皆様へ

この日にこの場所を訪れると絶景に出会える。そんな魅力的なコンセプトの本をご存知でしょうか？

『いちばん美しい季節に行きたい日本の絶景 365日』

季節ごとの見どころが日付順に紹介されていて、県別の目次もあるので、近場の絶景スポットも見つけやすい一冊です。

私は4月21日に紹介されていた「くじゅう花公園」へ家族で足を運びました。

チューリップはちょうど見頃、ネモフィラは満開の少し手前といった具合。自然が相手ですので「全部満開！」という奇跡に出会うのはなかなか難しいかもしれませんが、珍しい品種の花々も咲いており楽しめます。ちなみに開花状況により、入園料が変わるそうですので、お出かけ前に公式HPをご確認ください。

お出かけ先を選ぶ係に任命された方には、特にオススメです。会ネエのレクリエーション、ご家族の週末、ご友人や恋人との小旅行など様々なシーンで役立っ一冊です。 鶴留

